



特集

年次有給休暇の計画的取得で
仕事も私生活も充実

ゆつたり休暇で リフレッシュ♪

P2

特集2

若手社員の奨学金返済を支援する
中小企業への補助

支援事業 中小企業就業者確保

P5

image photo

- P3 その道一筋の技能者の功績をたたえる
令和4年度 西宮市技能功労者表彰

- P3 正社員化、待遇改善の取り組みに
ここが変わった!キャリアアップ助成金

- P4 **兵庫県最低賃金の改正**

- P5 障害者が能力を発揮し、適性に応じて働ける社会を
障害者雇用率制度

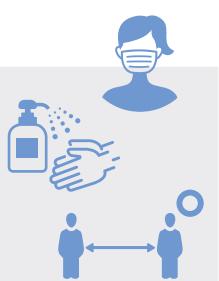
- P6 セミナー、面接会、就職フェア
就労支援への取組み

- P7 女性の活躍に関する「情報公表」が変わります
女性活躍推進法に関する制度改革

- P8 労政キーワード「WARM BIZ (ウォームビズ)」
西宮市労働相談・司書のオススメ

窓口ご利用時のお願い

労働相談や就労支援の窓口にお越しの際には、手洗いやマスク着用を徹底していただきますとともに、風邪のような症状があったり、体調がすぐれない場合の来館はお控えいただきますようお願いいたします。



ゆったり休暇でリフレッシュ♪

年次有給休暇の計画的取得で仕事も私生活も充実



年次有給休暇は、法律で定められた労働者に与えられるいる権利です。付与された年次有給休暇は本来、すべて取得されるべきものです。とはいっても、同僚への気兼ねや休暇を申請することへのためらいから休暇を取っていない人が多いのが現状です。

心身ともにリフレッシュし、仕事の効率アップにもつながる休暇。もっと積極的に取得して、自分らしい働き方、休み方を見つけませんか。

年次有給休暇は、正社員、パートタイム労働者などの区分に関係なく、以下の要件を満たした全ての労働者に付与されます。

労働基準法において、労働者は

- 半年間継続して雇われている
- 全労働日の8割以上を出勤している

この2点を満たしていれば
年次有給休暇を取得することができます。

年次有給休暇の計画的付与制度

年次有給休暇のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

労働者にとっては、ためらいを感じずに休暇を取得でき、予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては、労務管理がしやすく計画的な業務運営に役立ちます。

※導入する場合には、就業規則による規定と労使協定の締結が必要になります。



時間単位の年次有給休暇の活用も

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結する等により、年5日の範囲内で、時間単位での取得が可能となります。通院や、学校行事への参加、家族の介護など、労働者のさまざまな事情に応じて、柔軟に休暇を取得できるよう、時間単位の年次有給休暇制度を導入しましょう！

※導入する場合には、就業規則による規定と労使協定の締結が必要になります。

職場の実態に合わせた付与の方法



●企業または事業場全体の休業による一斉付与方式

製造部門など、操業を止めて全労働者を休ませることのできる事業場などで活用されています。

●班・グループ別の交代制付与方式

流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場で活用されています。

●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式

夏季、年末年始、ゴールデンウィークのほか、誕生日や結婚記念日など労働者の個人的な記念日を優先的に充てるケースがあります。

就業規則や労使協定のモデルなど、詳しくは

年次有給休暇取得促進特設サイト 検索

働き方・休み方改善ポータルサイト

URL <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



令和4年度 西宮市技能功労者表彰

その道一筋の技能者の功績をたたえる

西宮市技能功労者表彰は、長らく同一の職種に専念し、優れた技能をもって社会に貢献された人々の功績をたたえるために昭和49年より実施しています。

広く技能者の模範となる方を「技能功労賞」として表彰しています。今年度は、4職種4名が表彰されました。



写真はイメージです。



受賞者の皆さん(敬称略)

鉄工	宮本	博文	有限会社能登真工業
美容	神原	禎久	美容室チャーミン
左官	乾	将樹	株式会社日新プラスチリング
酒類製造	福田	浩三	大関株式会社

正社員化、待遇改善の取り組みに

令和4年4月1日以降の変更点

ここが変わった! キャリアアップ助成金

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、待遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

制度見直しに伴い内容が変更され、令和4年4月1日以降の取り組みに適用されます。

労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、「キャリアアップ助成金」を活用しましょう。申請方法や制度の詳細などは下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

兵庫労働局 TEL 078-367-0700

ハローワーク西宮 TEL 0798-22-8600

〈 変更点の一例 〉

■正社員定義の変更

就業規則が適用されていることに加え、「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」のある正社員への転換が必要となります。

■非正規雇用労働者定義の変更

「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」が適用されている非正規雇用労働者の正社員転換が必要となります。

■支給要件の変更

諸手当等（賞与、退職金、家族手当、住宅手当、健康診断制度）の制度共通化への助成を廃止し、賞与または退職金の制度新設への助成へと見直します。

詳しくは、厚生労働省ホームページ「キャリアアップ助成金」をご覧ください。



兵庫県最低賃金が960円に改正されました

最低賃金とは、使用者が労働者に支払わなければならぬ賃金の最低額を定めた制度です。都道府県ごとに定められ、正社員やパートタイム、アルバイトなどの区別なく適用される「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定(産業別)最低賃金」の2種類があります。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金と同様の定めをしたものとみなされます。支払われる賃金額を時間給に換算し、適用される最低賃金額以上かをチェックしましょう。

地域別最低賃金	時間額	引上げ額	効力発生日
兵庫県最低賃金	960円	32円	令和4年10月1日

※パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。

兵庫県特定(産業別)最低賃金も改正されました

兵庫県特定(産業別)最低賃金が、令和4年12月1日に改正されました。最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。

特定(産業別)最低賃金の適用業種	時間額	引上げ額	効力発生日
塗料製造業	1,000円	5円	令和4年12月1日
鉄鋼業	1,024円	32円	同上
はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業	993円	33円	同上
電子部品・デバイス・電子回路製造業、 電気機械器具製造業、 情報通信機械器具製造業	961円	31円	同上
輸送用機械器具製造業	1,034円	32円	同上
計量器・測定器・分析機器・試験機・ 測量機械器具製造業	963円	32円	同上
自動車小売業	963円	33円	同上
繊維工業 ^(注) (兵庫県最低賃金)	960円	32円	令和4年10月1日
各種商品小売業 ^(注) (兵庫県最低賃金)	960円	32円	同上

注: 繊維工業及び各種商品小売業の最低賃金については、兵庫県最低賃金が繊維工業最低賃金、各種商品小売業最低賃金を上回ったことから、兵庫県最低賃金が適用されています。

お問合せは、兵庫労働局労働基準部賃金室 へ TEL:078-367-9154

障害者が能力を最大限發揮し、 適正に応じて働くことができる社会を目指して 障害者雇用率の達成を

雇用・就業は、障害者の自立・社会参加のための重要な柱です。一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を確保するために、障害者雇用率を設定し、事業主に対して、従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障害者の雇用を義務付けています。



■ 民間企業における雇用率設定基準

$$\text{障害者雇用率} = \frac{(\text{対象障害者である常用労働者の数} + \text{失業している対象障害者の数})}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※短時間労働者は、原則、1人を0.5人としてカウント。

※重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウント。短時間重度身体障害者、重度知的障害者は1人としてカウント。

■ 現行の障害者雇用率 (令和3年3月1日から)

<民間企業>

民間企業 = 2.3%

特殊法人等 = 2.6%

<国及び地方公共団体>

国、地方公共団体 = 2.6%

都道府県等の教育委員会 = 2.5%

中小企業就業者確保支援事業 (兵庫型奨学金返済支援制度)

兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市では、中小企業の人材確保や若年者の県内就職・定着を図るために、若手社員の奨学金返済を支援する中小企業への補助を行っています。若手人材の確保や定着に、ぜひご活用ください。

補助対象企業	①a:本社が兵庫県内にある中小企業 b:京都府就労・奨学金返済一体型支援事業対象 中小企業(京都府内本社に限る)の県内事業所 ②以下の対象従業員に対する奨学金返済負担軽減制度を有していること
対象従業員	対象企業に勤務し、以下の要件を全て満たす者。 ①正社員である者 ②日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者 ③申請時点で当該企業に就職後5年以内の者 ④申請時点で県内事業所に勤務する者 ⑤30歳未満の者(申請年度末時点で29歳以下の者)
補助期間	対象従業員1人につき、最長5年間
補助金額	①対象従業員1人あたりの年間返済額の3分の1 ②企業の年間支給額(当該年度4~2月支給分)の2分の1 ③上限6万円/人・年

申請受付期間
2月末日
まで

<補助金額>
最大60,000円
/人・年

<補助期間>
最長5年間
/人

Voice

導入企業からの喜びの声



- 離職率が改善した!
- 採用が増えた!
- 会社に興味を持ってくれる学生が増えた!
- 採用に関する問い合わせが増えた!
- 従業員の会社への愛着が増した!
- 会社説明会での反応が◎!

【問合せ先】

一般財団法人兵庫県雇用開発協会

受付時間 平日9~12時、13~17時

T E L 078-362-6583



就労支援への取組み～面接会、セミナー等を開催

本市では市民などを対象としたイベントやセミナーを年間を通じて開催し、就労を支援しています。

- 就職支援セミナー ● 就職面接会 ● 就労体験
- 履歴書・職務経歴書の作り方や面接の受け方セミナー
- 対象者別（マザーズ、女性、若年者、シニア等）の就職支援セミナー
- 企業説明会 ● 三面接会
- 医療、介護の就職相談・面接会

などが開催されてきました。1月以降もまだ開催される催しがあります。

また、来年度も開催されますので、市のホームページをごとにチェックして申し込んで、ぜひ参加してください。

西宮市ホームページ > 仕事を探している方

ページ番号 34433035

検索



就職説明会の様子（会場：西宮神社会館）

主な相談窓口一覧

就労支援

ハローワーク しごとサポートウェーブにしきた

ハローワークにしひのみやのサテライト施設です。求人検索端末を設置。就職支援ナビゲーターが、応募書類の書き方や職業相談、仕事の紹介など就職をサポートします。

相談日時：月～金 9:00～17:00

☎0798-68-1021

プレラにしひのみや4階
(西宮市高松町4番8号)



就労支援 Re:workにしひのみや

学生からシニアまで、年齢不問。就労に関する相談から職業紹介、職場定着まで、一人ひとりに合わせて伴走支援を行います。有給の就業実習や多種多様なセミナーも開催しています。

相談日時：月～金、第2・4土 10:00～18:00

☎0798-23-1153

勤労青少年ホーム3階
(西宮市松原町2番37号)



若者 西宮若者サポートステーション

「自分に合った仕事を探したい」、「働いても長続きしない」などの悩みをもつ、15歳～49歳の方を対象に、キャリアコンサルタントや臨床心理士の資格を持つスタッフが就職をサポートします。

相談日時：月～金、第2土 9:30～18:00

☎0798-31-5951

勤労会館1階
(西宮市松原町2番37号)



中高年 西宮市中高年しごと相談室

50歳以上の方などを対象に、悩み・不安の相談や適職相談、応募書類作成サポートなど、幅広く就職活動の相談および就職に関する情報提供を行います。

相談日時：月・火・木・金、第1・3・5水、第2・4土

10:00～18:00

☎0798-42-7717

勤労会館1階(西宮市松原町2番37号)



生活困窮者 ソーシャルスポット西宮よりそい

くらしや仕事その他経済的な困りごとを抱えている方に寄り添いながら、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成。他の専門機関とも連携して、解決に向けた支援を行います。

相談日時：月～金 9:00～17:00

☎0798-31-0199

西宮市役所南館1階
(西宮市六湛寺町10番3号)



障害のある人 障害者就労生活支援センター「アイビー」

障害のあるなどを対象に、就労の相談、就労後に職場で働きやすい環境を整えるなど、安心して働くことができるようサポート。企業が障害のある人を雇用する際の相談にも対応します。

相談日時：月～金 9:00～17:30

☎0798-22-2725

総合福祉センター2階(西宮市染殿町8番17号)
FAX:0798-22-2724



労働問題

西宮市 労働相談室

労働に関する様々な問題（賃金・退職金・労働災害・雇用保険など）について社会保険労務士が相談・助言を行います。秘密厳守、無料。書類の作成・提出など各種手続きの代行は行いません。

相談日時：毎週火曜 15:00～19:00

第2・4土 13:00～18:00

☎0798-32-7170

勤労青少年ホーム2階
(西宮市松原町2番37号)



兵庫労働局 西宮総合労働相談コーナー

職場でのトラブル（賃下げ、解雇、配置転換、いじめ、採用など）でお困りの方に対し、解決のお手伝いをしています。

相談日時：月～金 9:00～17:00

☎0798-26-3733

西宮地方合同庁舎3階 西宮労働基準監督署内
(西宮市浜町7番35号)



厚生労働省 労働条件相談ほっとライン

違法な時間外労働・過重労働による健康障害・賃金不払い・残業などの問題について、専門知識を持つ相談員が対応。外国語（13言語）に対応した相談窓口もあります。

相談日時：月～金 17:00～22:00

土・日 9:00～21:00

☎0120-811-610（フリーダイヤル）



外国人の相談窓口案内サイト

女性の活躍に関する「情報公表」が変わります

令和4年7月8日の女性活躍推進法に関する制度改革により、常時雇用する労働者が301人以上の事業主を対象として、「男女の賃金の差異」が情報公表の必須項目となりました。

男女間の賃金格差は長期的に見れば縮小傾向にあります。一般労働者における女性の賃金は男性の75.2%^{*1}にとどまっています。その原因の一つとして女性管理職の少なさがあげられます。厚生労働省の令和3年度雇用均等基本調査によると、係長相当職に占める女性の割合は18.3%、課長相当職では9.5%、部長相当職では6.1%と女性管理職が少ないことがわかります。

女性管理職が少ないのは、社会に根強く残る固定的

な性別役割分担意識が原因の一つと言われています。仕事では男性中心の業務体制が慣行となっている反面、家事や育児、介護等の家庭に関わる責任の多くを女性が担っていることなどにより、昇進等の機会に不平等が生じていることはないでしょうか。

男女の賃金の差異をなくすためには、男性の家事や育児、介護等への積極的な参加するための体制整備や女性管理職の積極的な登用、誰もがキャリアを中断することなく働く環境の整備など、企業がどれだけ取り組むことができるかが重要です。まずは男女の賃金の差異を“見える化”することで、実態を把握し、改善の必要性に気付くことが大切です。

*1 厚生労働省 令和3年賃金構造基本統計調査

女性の活躍に関する情報公表項目

女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ① 採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ② 男女別の採用における競争倍率
- ③ 労働者に占める女性労働者の割合
- ④ 係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ⑤ 管理職に占める女性労働者の割合
- ⑥ 役員に占める女性の割合
- ⑦ 男女別の職種または雇用形態の転換実績
- ⑧ 男女別の再雇用または中途採用の実績
- ⑨ 男女の賃金の差異(必須)*新設

職業生活と家庭生活との両立

- ① 男女の平均継続勤務年数の差異
- ② 10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ③ 男女別の育児休業取得率
- ④ 労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑤ 雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑥ 有給休暇取得率
- ⑦ 雇用管理区分ごとの有給休暇取得率

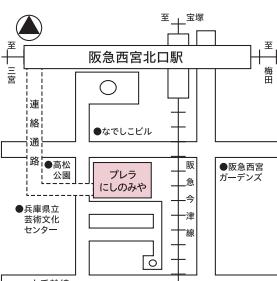
労働者が301人以上の事業主は、女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績（上記①～⑧から1項目選択+⑨男女の賃金の差異）と職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績（上記7項目から1項目選択）を公表する必要があります。

常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主は、下記16項目から任意の1項目以上の情報公表が必要です。

西宮市男女共同参画推進課(西宮市男女共同参画センター ウェーブ)



西宮市男女共同参画センター



女性のための相談室

女性のカウンセラー、弁護士、キャリアコンサルタントによる相談です。
一人で悩まず、気軽に相談室を訪ねてください。

- 電話相談 TEL.0798-64-9499 月・木 10:00~12:00 13:00~16:00
- 面接相談 要予約 TEL.0798-64-9498 月・火・水・木・土 10:00~16:30
- 法律相談 要予約 TEL.0798-64-9498 第3金 14:00~17:00
- チャレンジ相談 要予約 TEL.0798-64-9498 偶数月 第2金 10:00~13:00 奇数月 第3水 13:00~16:00

図書・資料コーナー

情報は「力」です。女性のための情報、男女共同参画に関する資料等を収集し、提供しています。

閲覧：開館時間中 貸出：月～土 10:00~17:15



■〒663-8204 西宮市高松町4-8 プレラにしのみや4階 ■開館時間：1月4日～12月28日 9:00～22:00

■TEL:0798-64-9495 FAX:0798-64-9496 ■受付時間：月～土9:00～17:15(日曜、祝日を除く)

■URL：<https://www.nishi.or.jp/access/sonotashisetsu/danjokyodo/danjokyodocenter.html>



令和4(2022)年10月1日から適用

特定(産業別)最低賃金など詳細は

最低賃金に関する特設サイト <https://pc.saitechingin.info/>

(ウォームビズ)

Keyword

労政キーワード

WARM BIZ ひと工夫であたたかく過ごす

CO2削減、地球温暖化防止といった環境面での課題に加え、エネルギーの供給不足や価格高騰などで、省エネがますます求められています。環境省では、過度な暖房に頼らず、冬を快適に過ごすライフスタイル「WARM BIZ」(ウォームビズ)を呼び

- 首、手首、足首の「三つの首」をあたためる
- お風呂上がりには一枚多く羽織る
- ひざ掛けやスツールで体温調節
- 「鍋」でからだも室内もあたたかく
- 旬の野菜や根菜類、しょうがなどでからだを内側からあたためる
- 温度計、湿度計で室内環境を「見える化」
- 窓に断熱シートや厚手のカーテンを



かけています。

暖房中の室温は19°Cを目途に過度にならないように適切に調整しましょう。「衣」「食」「住」でひと工夫してあたたかく過ごしませんか。



みんなで集まる!「ウォームシェア」

余分な暖房を止めて、家族みんなでひとつの部屋に集まることでエネルギーを節約できます。家庭の暖房を止めてまちに出て、公共施設や銭湯、飲食店などでゆったりとあたたかく過ごすのもいいですね。

(参考:環境省ホームページ <https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/warmbiz/>)西宮
労働
相談

働く人も経営者も 一人で悩まず、一緒に解決

西宮市労働相談室（勤労青少年ホーム2階）

長時間労働、リストラ、懲戒処分、賃金や退職金の未払い、労働災害、雇用保険、ハラスメントなど、職場でのお困りごとや労働に関する様々な問題について、社会保険労務士が相談・助言を行っています。相談は無料。秘密厳守。気軽にお越しください。実施日に電話での相談も可能です。

※書類の作成・提出など各種手続きの代行（訴訟を含む）は行っておりません。

相談日時、連絡先など、詳細は6ページの相談窓口一覧をご覧ください。



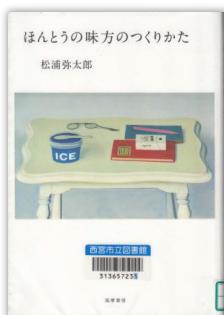
司書のオススメ

『ほんとうの味方のつくりかた』

松浦弥太郎／著 筑摩書房

「味方」と聞くと同僚や家族などの人間関係を思い浮かべますが、著者は自分の内側にいる「味方」を探すようにすすめます。

例えば、これまで管理してきた健康やお金は、いざという時の助けになりますし、身につけたマナーや生活習慣は周りの人との信頼を生んでくれます。自分自身が一番の「味方」だなんて、なんとも心強い気持ちになりますよね。



(協力:西宮市立図書館)

編集・発行:西宮市産業文化局産業部労政課

〒662-0912 西宮市松原町 2-37

西宮市立勤労青少年ホーム

TEL: 0798-35-5286 FAX: 0798-34-7700

<https://www.nishi.or.jp/kurashi/rodo/index.html>

ページ番号: 74265377

